

⑦ 「もしあなたが、犯罪の被害を受けたなら」(犯罪被害者等の人権)

実践する場面

- (1) 対象者 人権教育担当職員、行政職員、地域住民等
- (2) 所要時間 80分

活動のねらい(ポイント)

- (1) 犯罪被害者やその家族が受ける人権侵害や二次的被害について理解を深めるとともに、二次的被害をつくり出さないようにするにはどうしたらいいか考える。
- (2) 犯罪被害者やその家族に対して地域ができる支援について考える。

準備するもの

ワークシート1・2、資料1・2・3

進め方(展開例)

時間	学習の流れ(活動・内容)	留意事項	備考(資料)
導入 15分	<p>◆学習の確認(5分)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・研修会のねらい ・日程 ・参加体験型学習における約束 <p>◆アイスブレーキング(10分)</p> <p>「共通点グランドスラム」</p> <p>①グループで、お互いの情報を出し合いながら、「共通点」を探し、見つかったものから紙に書き出していく。</p> <p>(例)好きな食べ物、趣味、休日の過ごし方、行ってみたい場所など</p> <p>②4人全員に共通するもの、3人に共通するもの、2人に共通するもの、全員に共通しないものを見つけられたらゴールとする(グランドスラム達成)。</p> <p>③各グループとも、それぞれ見つかった共通点及び感想を発表する。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・[参加体験型学習の約束]の内容を伝える。 →P. 4(5)の1参照 ・4人のグループで行う。 ・ワークシート1を配付する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ワークシート1 →P.69
<p>・積極的にお互いのことを知り合おうとすることが、コミュニケーションをより深めることに気づく。</p>			
展開 60分	<p>◆アクティビティ(55分)</p> <p>「突然、犯罪に巻き込まれたら？」</p> <p>①「自分の家が窃盗の被害にあい、家の中が荒らされていたら、どのような気持ちになるか」について、個人でワークシートに記入する。</p> <p>②数人が①の内容について全体に発表する。その後、犯罪被害者の事件後の心情等について説明を聞く。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ワークシート2を配付する。 ・資料1を参照し、犯罪被害者の事件後の心情等について説明する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ワークシート2 →P.47 ・資料1 →P.48

時間	学習の流れ（活動・内容）	留意事項	備考（資料）
	<p>③「被害後に生じる二次的被害について、どのようなものがあると思うか。また、二次的被害はどこから（誰から）受けることが多いと思うか」について、個人でワークシートに記入する。</p> <p>④4人のグループになり、③について意見交換する。</p> <p>⑤二次的被害の状況について説明を聞く。</p> <p>⑥犯罪被害者等の心情について聞く。</p> <p>⑦「犯罪被害にあった人が地域で安心して暮らすために、できることは何だと思うか」について、個人でワークシートに記入する。</p> <p>⑧グループで⑦について意見交換をする。</p> <p>⑨グループで出た意見を全体に発表し、共有する。</p> <p>◆ふりかえり（5分）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・アクティビティをとおして考えたこと、気づいたことを中心にふりかえる。 ・グループで出た意見を全体に発表し、共有する。 <div style="border: 1px solid blue; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>・二次的被害は、その家族や知人にも及び、時に、根拠のない誹謗中傷を受け、大きな精神的ダメージを受けることに気づく。</p> </div>	<ul style="list-style-type: none"> ・二次的被害について簡単に説明をしてから③に入る。 ・資料2を参照し、二次的被害の状況について説明する。 ・資料3を朗読する。 ・犯罪被害者等の心情への理解を深めるよう促す。 ・個人としてだけでなく、地域としてできることも考えるよう促す。 	<ul style="list-style-type: none"> ・資料2 →P.49 ・資料3 →P.50
<p>まとめ 5分</p>	<p>◆まとめ（5分）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ファシリテーターの話を聞く。 	<ul style="list-style-type: none"> ・活動のねらい（ポイント）をおさえる。 	

<参考資料など>

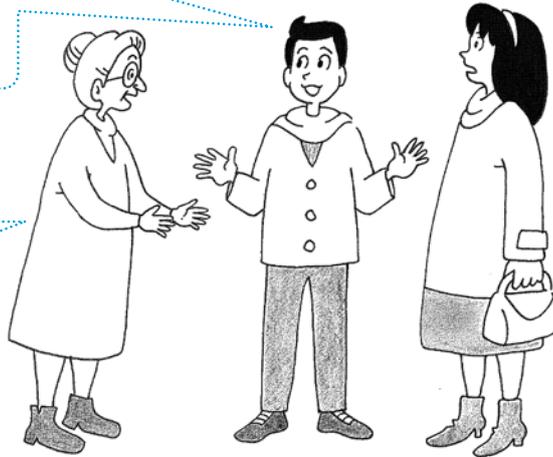
「キャンパスで使えるアイスブレイク集」京都産業大学コーオプ教育研究開発センターF工房
 （平成24年3月） <http://www.kyoto-su.ac.jp/path/career/f/action/pdf/icebreak.pdf>
 「社会教育における人権学習の手引『語り合い、学び合い、つながり合い』」
 滋賀県教育委員会事務局生涯学習課（平成26年3月）

突然、犯罪に巻き込まれたら？

Aさんの家に泥棒が入ったらしいですよ。

怖いなあ～。

本当！？
だからパトカーがいたのね。



ワーク1

あなたが窃盗の被害にあい、家の中が荒らされていました。このような被害にあったら、どのような気持ちになりますか。

ワーク2

被害後に生じる二次的被害について、どのようなものがあると思いますか。また、二次的被害はどこから（誰から）受けることが多いと思いますか。

ワーク3

犯罪被害にあった人が地域で安心して暮らすために、できることは何だと思いますか？

<参考資料など>

「社会教育における人権学習の手引『語り合い、学び合い、つながり合い』」
滋賀県教育委員会事務局生涯学習課（平成26年3月）

事件直後の状況（心身の不調）

あまりに突然の予期できないことについては、人間は対処できません。体も心も頭も動かないものなのです。その場に立ちすくんでしまうような状況になります。

その結果、次のような反応が見られます。

- 信じられない、現実として受け止められない。
- 感情や感覚が麻痺してしまうために恐怖や痛みをあまり感じない。
- 頭の中が真っ白になる、何も考えられない、ぼうっとする。
- 周りのことが目に入らない、注意集中できない。
- 自分が自分でないような気もちがする。
- 現実感がない、夢の中のよう感じがする。
- 事件の時のことがよく思い出せない。
- 様々な気もち（恐怖、怒り、不安、自分を責める気もち）がわいてくる。
- 自分が弱い、何も対処できないという気もちが強くなる。
- 気もちが落ち込んだり、沈み込んだりしてしまう。
- 体の反応がある。（ドキドキする、冷や汗をかく、手足に力が入らない、手足が冷たい、過呼吸になる。）

※ まわりの人からは、ぼうっとして見えたり、逆に落ち着いているように見えるために、犯罪被害者等が混乱していることがよく理解されないこともあります。

<参考資料など>

「犯罪被害者支援ハンドブック・モデル案」内閣府犯罪被害者等施策推進室ホームページ
(平成20年12月)

犯罪被害者等に対する二次的被害

周囲の人の言動による傷つき

・近隣や友人、知人の言動

犯罪被害者等は社会的に保護されているといった誤解や、被害者支援に関する情報不足などから、周囲の人たちからの支援を受けられず、社会的に孤立してしまい、更に困難な状況に追い込まれてしまうことがあります。

支援を受けられないだけでなく、周囲の人たちから中傷や興味本位の質問をされたり、決して金銭を求めて起こす民事裁判ではないのに「お金がほしいだけ」などという誤った見方をされたりすることもあります。また、「早く元気になって」といった心情に沿わない安易な励ましや慰めで傷つけられることもあります。

<参考資料など>

「犯罪被害者支援ハンドブック・モデル案」内閣府犯罪被害者等施策推進室ホームページ（平成20年12月）

具体的な会話例から考える

● 「つらいことは、早く忘れましょう。」

<解説> 回復には時間がかかります。しかし、「早く忘れて。」と言われると、被害者等が自分の気持ちを素直に出せなくなり、孤立感を抱いたり、問題を一人で抱え込んでしまうことにつながります。

● 「起きてしまったことを後悔しても仕方ない。」

<解説> ただでさえ、被害者等はどうすることもできなかった無力感や自責の念を抱いてしまいます。「後悔しても仕方ない。」と言われると、無力感や自責感を助長し、ますます被害者等を追い込んでしまうことにもなります。

● 「命が助かっただけ良かったと思わないと。」

<解説> 命が助かったから、被害が軽いということではありません。被害者以外の方が、被害者が体験したことについて、その程度などを決めつけることはできません。被害者自身が体験した、怖さや辛さなどに思いをはせてみることも大切です。

● 「あなたにも悪いところがあったのではないですか。」

<解説> どんな状況であろうと、殺されたり、傷つけられたり、騙されたり、性的自由を奪われていい人などいません。ですから、非難されるべきは加害者です。被害者等は、もともと自分を責めてしまう傾向があります。被害者の落ち度を指摘したり、責任を問い詰めたりすることは、被害者をますます追い込んでしまうことになりま

<参考資料など>

「犯罪被害者等への理解を深めるために」横浜市市民局人権課ホームページ（平成25年9月）

犯罪被害者の手記

2010年10月29日、あの日から私の時間は止まったままです。

1日も涙の枯れる日はありません。

毎朝仏壇に手を合わせることから、一日が始まります。

19歳と359日、圭祐は星になってしまいました。

例えが悪いかもしれませんが、ナイフで一刺しで殺される方がいくらか苦しまずに死ねただろうと思います。そしてその方が、凶器があるので、犯人は殺人罪として、重く処罰されたのではないのでしょうか。

今回圭祐は、長時間の暴行で、どれだけの痛みと恐怖を感じたことでしょうか。運ばれた病院で10時間、激しい出血と苦しみに耐えて、それでも傷害致死という罪で終わらされてしまいました。これほど納得のいかないことはありません。

「殺す気がなかった」なんて、誰でも言うでしょう。でも、被告らのしたことは、頭と顔だけを殴り、蹴るといふ、あまりにもひどいことでした。周りにいた者が、「死んでしまう。やりすぎ。やばい。」と思っていたのに、それでも暴行し続けた被告らは、傷害致死罪という罪で裁かれています。圭祐の受けた苦しみを考えると、単なる殺人罪よりも、もっと重い罪を犯したとしか思えません。

～ 中 略 ～

事件から3日間、ほとんど寝られず、それでもしっかり圭祐を送ってやろう、来てくださる方にも失礼のないように頑張ろうと、薬を飲んでお通夜、告別式を勤めた私に、「気丈な母親」とか「女の子を連れ回す息子を重荷に感じていたから、いなくなってほっとしたんじゃないか」など、とても冷たい、残酷な言葉を向けられました。

感情の表し方なんて人それぞれだし、泣きくずれて倒れなくても、私の心は圭祐を失ったことでボロボロに折れていました。今でも元に戻らないで、折れたままです。告別式で圭祐を送る時よりも、病院で看取るときの方が、ずっとずっと辛かったことを知ってほしかったです。

このような思いをすることを二次被害というのだそうです。他にも知ってる人に会うのが怖くて、近所で買い物ができなくなったり、長期間仕事に行けなかったりもしました。何よりつらかったのは、誰から手に入れたのか、圭祐の写真を勝手に出され、あることないこと記事にされ、プライバシーなんて全く無視されました。それに圭祐がまだ病院で苦しんでいる時に、私たちの知らない間に何の許可もなく大きく報道されたことは、とても悲しいことでした。なのに被告は、人を殺しておきながら、未成年であるというだけで、顔も名前も公表されず、大切に大切に守られるのです。

このように私たちは、被害者なのにまるで悪いことをしているかのように扱われて、大きなストレスをたくさんかかえました。息子を失うだけでも十分に辛いのに、まだこれでもかというくらいに、たくさんの辛さが襲ってくる。 ～ 後 略 ～

<参考資料など>

「犯罪被害者の声―第6集―『意見陳述書』」認定NPO法人全国被害者支援ネットワーク発行
(平成24年8月)

※手記は、<http://nnvs.org/voice/101.html>でもご覧いただけます。